

会長	副会長	副会長	専務理事	担当理事	係

医推第 87 号

令和4年4月18日

(公社)岡山県医師会
(一社)岡山県病院協会
(公社)岡山県看護協会

御中

岡山県保健福祉部医療推進課長

「岡山県看護師の特定行為研修助成事業実施要綱」の4(1)
知事が別に定める日について

保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記事業の実施要綱4(1)の知事が別に定める日を、令和4年度の補助事業については
次のとおり定めましたので通知します。

つきましては、貴所属の会員へ御周知くださるようお願いいたします。

記

「知事が別に定める日」：令和4年7月29日

補助を希望する医療機関等は、様式1「交付申請事前登録届」をこの日までに
提出してください。

※ 補助金の流れについては、別添のチラシを参照ください。



令和4年度「岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金」



岡山県マスコット「うらっち」

「特定行為研修」の受講費用を、看護師が勤務する医療機関等が負担する場合に、県が一部を補助します。



岡山県マスコット「ももっち」

1 事業の概要

地域包括ケアの構築に向け、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成する「特定行為研修」の受講推進を図るため、勤務する看護師の特定行為研修の受講費用を負担する医療機関等に、県が予算の範囲内で補助します。

2 補助事業者

県内の医療機関等（病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション）の開設者。

3 補助対象経費

特定行為研修受講費用のうち、入学金、受講料、実習費、教材費。

4 補助率等

補助率は、医療機関等が負担した受講費用の1/2以内。

1 補助事業者当たり受講者数は3人以内、補助基準額は受講者1人当たり60万円を上限。

【補助金交付額の算定方法】

医療機関等が負担した受講費用の額と補助基準額とを比較し、少ない方の額×1/2以内

5 補助金交付の流れ

- ① 補助事業者は、7月29日までに、県へ交付申請事前登録届を提出し、交付の事前登録を受ける。
- ② 補助事業者は、研修修了後、修了日から1月以内もしくは令和5年3月31日のいずれか早い日までに、交付申請書を県へ提出する。
- ③ 県は、交付申請書の審査後、交付決定と額の確定を補助事業者へ通知する。
- ④ 補助事業者は、県へ補助金請求書を提出する。

6 留意事項

- ① 令和4年度の補助対象となるのは、特定行為研修の修了日が令和5年3月31日までのものです。
- ② 県外で開催される特定行為研修も補助対象となりますが、交通費や宿泊費は補助対象経費になりません。

【本補助金に関するお問合せ先】

岡山県保健福祉部 医療推進課 看護・試験班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話:086-226-7323 FAX:086-224-2313

岡山県看護師の特定行為研修助成事業実施要綱

1 目的

地域包括ケアの構築に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(以下「特定行為」という。)を行う看護師を計画的に養成することが必要であるため、特定行為研修制度が創設された。

特定行為を行うことができる看護師になるためには、厚生労働省が指定する研修機関が実施する研修を修了することが必要であり、研修受講を促進するため研修受講等に必要経費の補助を行う。

2 補助対象

県内の特定行為研修を受講する看護師を雇用している医療機関等の開設者とする。

3 事業内容

看護師の特定行為研修受講の促進を図るため、当該年度内に特定行為研修を受講させる際に補助事業者が負担した経費のうち、研修を修了した看護師に係るものについて補助金を交付する。

4 交付の流れ

- (1) 補助事業者は、知事が別に定める日までに、交付申請事前登録届(様式1)を県に提出し、交付の事前登録を受ける。
- (2) 補助事業者は、研修修了後、交付申請書に別表に定める書類を添えて県に提出する。
- (3) 県は、交付申請書の審査後、交付決定と額の確定を補助事業者へ通知する。
- (4) 補助事業者は、補助金請求書を県に提出する。

5 その他

- (1) 交付申請は特定行為研修修了後1か月以内もしくは登録年度の3月31日のいずれか早い時期までに行うこと。
- (2) 特定行為研修の研修期間が登録年度の3月31日を超えるものは補助対象とならないこと。
- (3) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表

交付申請添付書類

- ・ 特定行為研修を受講する看護師の雇用が確認できる書類（社会保険証等の写し）
- ・ 受講経費の領収書の写し
ただし、以下の事項が全て確認できるもの。
 - 1 受講した指定研修機関の名称
 - 2 受講した特定行為研修の区分及び特定行為の名称
 - 3 特定行為研修受講に要した経費であること
 - 4 受講者の氏名
 - 5 宛名（受講者本人もしくは補助事業者あてのものに限る）
- ・ 職員に支給金を給付した場合、その事実を確認できる書類（給与明細書等の写し）
- ・ 特定行為研修修了書の写し
- ・ 誓約書
- ・ 役員等名簿
- ・ 完納証明書（県が発行する県税の滞納がないことを証する書類）

様式 1

令和 年 月 日

岡山県保健福祉部医療推進課長 殿

補助事業者 住 所
法人（団体）名
代 表 者 氏 名

令和 年度岡山県看護師の特定行為研修助成事業補助金交付申請事前登録届

上記補助金の交付について、岡山県看護師の特定行為研修助成事業実施要綱 4 の（1）の規定により、下記のとおり届け出ます。

番号	受講者氏名	受講特定 行為区分 (注 1)	受講指定 研修機関	受講経費 (円) (注 2)	左記のうち 事業者負担額 (円)	受講期間 (注 3)
1						～
2						～
3						～

注 1 「受講特定行為区分」は、保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 3 号及び厚生労働省令第 33 号(平成 27 年 3 月 13 日)に規定する「特定行為区分」を記載してください。

注 2 受講経費の内容及び事業者負担額が確認できる書類を添付してください。

注 3 本年度の 3 月 31 日までに修了する研修が補助対象となります。